

様式第四（第六条関係）（昭46建令21・全改、昭49建令12・昭52建令2・昭60建令15・平元建令3・平元建令10・平5建令18・平6建令3・平11建令4・平11建令49・平13国交令100・平17国交令108・平24国交令55・令元国交令1・令2国交令98・一部改正）

公共下水道（流域下水道）使用開始（変更）届
年 月 日

公共下水道管理者（流域下水道管理者）殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

次のとおり公共下水道（流域下水道）の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排除場所		排水口数	
排出汚水の水量又は水質	水量 水質	月平均 立方メートル 下記のとおり	日最大 立方メートル
開始(変更)年月日	年 月 日		
処理方法		施設名称	

記

項目	排水口 月量	単位				
		立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル
温度						度
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量						ミリグラム／リットル
水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量						水素指数 5日間 ミリグラム／リットル
浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量						ミリグラム／リットル
{ 鉱油類含有量						ミリグラム／リットル
{ 動植物油脂類含有量						ミリグラム／リットル
窒素含有量						ミリグラム／リットル
りん含有量						ミリグラム／リットル
汚素消費量						ミリグラム／リットル
カドミウム及びその化合物						ミリグラム／リットル

シアン化合物	ミリグラム／リットル
有機燐化合物	ミリグラム／リットル
鉛及びその化合物	ミリグラム／リットル
六価クロム化合物	ミリグラム／リットル
砒素及びその化合物	ミリグラム／リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ミリグラム／リットル
アルキル水銀化合物	ミリグラム／リットル
ポリ塩化ビフェニル	ミリグラム／リットル
トリクロロエチレン	ミリグラム／リットル
テトラクロロエチレン	ミリグラム／リットル
ジクロロメタン	ミリグラム／リットル
四塩化炭素	ミリグラム／リットル
1, 2-ジクロロエタン	ミリグラム／リットル
1, 1-ジクロロエチレン	ミリグラム／リットル
シス-1, 2-ジクロロエチレン	ミリグラム／リットル
1, 1, 1-トリクロロエタン	ミリグラム／リットル
1, 1, 2-トリクロロエタン	ミリグラム／リットル
1, 3-ジクロロプロペン	ミリグラム／リットル
チウラム	ミリグラム／リットル
シマジン	ミリグラム／リットル
チオベンカルブ	ミリグラム／リットル
ベンゼン	ミリグラム／リットル
セレン及びその化合物	ミリグラム／リットル
ほう素及びその化合物	ミリグラム／リットル
ふっ素及びその化合物	ミリグラム／リットル
1, 4-ジオキサン	ミリグラム／リットル
フェノール類	ミリグラム／リットル
銅及びその化合物	ミリグラム／リットル

亜鉛及びその化合物						ミリグラム／リットル
鉄及びその化合物 (溶解性)						ミリグラム／リットル
マンガン及びその 化合物 (溶解性)						ミリグラム／リットル
クロム及びその化 合物						ミリグラム／リットル
ダイオキシン類 ※						ピコグラム／リットル
摘 要						

備考

- 1 ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 2 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。